

第6章 計画の推進体制

1 子育てを市や地域全体で支える視点と役割

基本理念の実現には、家庭、地域、事業所、教育・保育機関、行政など相互に連携・協働しながら子育て支援に取り組む必要があります。

基本1 家庭の役割

- 保護者が子育てについての第一義的な責任を有し、家庭が教育の原点となり、出発点となります。
- 子どもにとって、日常的な安心と学び、経験の場となり、成長の基礎を築く場となります。
- 地域の一員として、さらには地域の将来を担う人材として、世代を問わず家族ぐるみで地域の人々とつながりを持ちます。

基本2 地域の役割

- 地域住民は、子どもや子育て家庭を理解し、寛容さを持ち、可能な範囲で子育て家庭の支援や見守りに参加します。
- 地域で虐待を受けている子どもや貧困の可能性のある家庭を把握し、市や関係機関に報告します。
- PTA活動や保護者会活動をはじめ、地域における様々な活動主体が連携し、コミュニティの中で子どもを育みます。
- NPO法人やボランティア団体は、自治会・町内会や関係機関等と連携・協力しながら、きめ細やかなニーズに対応した支援を行います。

基本3 事業所（企業・店舗など）の役割

- 事業所は、従業員が結婚、出産に意欲を持てるよう、また、働きながら出産・子育てしやすい環境をつくるように努めます。
- 母親の出産・育児休暇のみならず、父親も含めた育児休暇をとりやすくなるような仕組みづくり、事業所内保育施設の導入について検討していきます。
- 産休・育休後に元の職場に安心して復帰できるような体制がとれるようにします。
- 子どもの病気や学校行事などに参加しやすい環境をつくるよう、有給休暇等を使って柔軟に対応します。
- 店舗などでは、段差の解消、ベビーカーなどが利用しやすい通路、授乳やオムツ替えの場所などの整備を行うよう努めます。

基本4 保育・教育機関の役割

- 保育・教育機関は、大切な子どもを預かり、親に変わって保育や教育を行うという視点で、子育てに取り組めます。
特に未就学児は、発達段階にあり、集団生活になじむよう指導を行うとともに、保育所、幼稚園のそれぞれが持つ特性に併せて、保育・教育に取り組めます。
なお、園と保護者の連絡体制をとり、子育てを園だけにさせないよう家庭との連携を持って子育てを行えるよう指導を行います。
- 就学児については、学習指導要領に基づいて、子どもの生きる力が学べるように指導を行います。地域での格差がなくなるよう、教師の指導並びに子どもたちの学力の確認を行っていきます。また、道徳教育にも力を入れ、人の心の痛みがわかる子を育ていき、いじめや差別などがなくなるように配慮していきます。
- 乳幼児から、就学児を含め、園や学校などで子どもが虐待されていないか注視し、児童虐待の恐れがある場合は、速やかに関係機関を通じて子どもの保護に努めます。

基本5 行政の役割

- 行政は、各種子育て支援サービスや制度・手当等の対応のほか、その他様々な分野において、地域で安心して結婚、出産、子育てができるよう各種支援サービスの充実を図ります。また、保育・教育機関等とも連携を図っていきます。
- 子どもが順調に育っていくよう、健診などを通じて食育や歯の健康づくり等指導を行います。万が一、障害が疑われる場合については、早期に対応できるよう、発達支援等に対するアドバイスを行っていきます。
- 子育てに悩む母親に対し安心して生活できるよう、相談体制の充実を図るとともに、健診や訪問などを通じて、情報提供を行うとともに、心身の負担軽減に向けた支援を継続的に行っていきます。
- 切れ目のない子育て支援ができるよう、健康と福祉、保育と教育など、行政内での連絡体制、連携強化を図っていきます。

2 計画の進捗状況の評価

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画に基づく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

このため、「子ども・子育て会議」や庁内組織において、その進捗状況を確認・評価していきます。

また、施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、検証した結果に基づき、必要に応じ改善を図るため、各年度、施策の見直しを行い、計画を修正していきます。特に、計画の中間年度である令和4年度（2022）には、「中間評価」を行い、子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保の方策について、評価・見直しを行います。